

市制施行40周年記念事業

イメージアッププロジェクト

## イメージマークに関する アプリケーションマニュアル

 上尾市

### イメージマーク使用について

上尾市イメージマークは、まちづくりの共通の合い言葉をマークにしたものですから、市役所はもちろん広く市民の皆様も使用することができます。ただし、次の点にご注意ください。

- ① イメージマークについての一切の権利は上尾市に帰属します。
- ② イメージマーク本来の形や色、趣旨を著しくゆがめるような使い方はできません。
- ③ 上尾市の品位を損なうような使い方はできません。
- ④ 自己の商標や意匠にすることなど、独占的、排他的に使用することはできません。
- ⑤ その他、使用することが著しく不適当と認められる場合は使用できません。

※使用に際して、ご不明な点やアイデア等ありましたら、市役所政策企画室(TEL.775-5111内線251)までお問い合わせください。